

令和6年第1回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年1月11日（木） 午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (18人)

会 長 20番 谷 則男
委 員

1番 岡本 三枝子
3番 北澤 良祐
4番 菊岡 祐一
5番 奥村 郁雄
6番 稲田 正文
7番 田村 勝美
8番 小出 正和
9番 阪部 幸弘
10番 森澤 明
11番 太田 健市
12番 中川 善宏
13番 中村 安秀
15番 森島 孝司
16番 吉田 真己
17番 畑中 恭伸
18番 新井 泉次
19番 木村 正樹

4. 欠席委員 (2人)

2番 中村 貴子
14番 奥 哲郎

5. 議事日程

- 日 程 第 1 会期決定の件
日 程 第 2 会議録署名委員決定の件
日 程 第 3 議案 第42号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4 議案 第43号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
日 程 第 5 議案 第44号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）
日 程 第 6 議案 第45号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
日 程 第 7 報告 第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）
日 程 第 8 報告 第29号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）
日 程 第 9 報告 第30号 農地法第5条第1項の規定による届出について（専決）
日 程 第 10 報告 第31号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番 中村 貴子委員と14番 奥委員から欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第1回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、11番 太田委員、12番 中川委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号18番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号18番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●●、譲受人は城陽市長池 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>

会 長

対象地の所有権移転の適格性等について、私から報告いたします。
譲受人は祖父から農業を引き継ぎ、花き等を栽培しており認定農業者でもあり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号18番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案第43号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)についてを上程し、受付番号67番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号67番について説明します。
本案件は令和3年3月1日から令和6年2月29日で設定された利用権設定の再設定となっており、権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市平川 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。借り手は高齢ではありますが、元気で水稻耕作されており、息子と共に農業をされておりますので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号67番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
受付番号68番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号68番について説明します。

本案件は平成31年3月1日から令和6年2月29日で設定された利用権設定の再設定となっており、権利の種類は賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。借り手は●●●●●●●●の代表でもあり、適正に農地を管理されているので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号68番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会長

受付番号69番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号69番について説明します。

本案件は平成31年3月1日から令和6年2月29日で設定された利用権設定の再設定となっており、権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市富野 ●● ●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。水稻中心にいちじくも栽培されており、農家組合長をされていたこともあり、息子と共に農業をされておりますので問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号69番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

日程第5、議案第44号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）についてを上程し、受付番号15番について事務局から説明いたします。

当該案件は、利用権設定者の監査役が●●委員となっている案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号15番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●●●●●●●●は、農地を適正に耕作、管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号15番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

日程第6、議案第45号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し、受付番号2番と3番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号2番と3番については、同一世帯員のため、取りまとめて説明します。

相続税納税猶予制度とは農業を営んでいた個人から相続または遺贈により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されるものです。

本案件は、税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要となるため、担当委員と現地調査を行ったものです。

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

被相続人は、城陽市奈島 ●● ●です。

相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です

相続開始年月日は令和5年4月25日です。

資料1に位置図を添付しております。

受付番号3番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

被相続人は、城陽市奈島 ●● ●です。

相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です

相続開始年月日は令和5年4月25日です。

資料1に位置図を添付しております。

会 長

対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。対象地は農地として利用されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

日程第7、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号67番から72番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号67番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、大阪府寝屋川市 ●●● ●です。

受付番号68番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、大阪府寝屋川市 ●●● ●です。

受付番号69番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号70番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号71番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、東京都豊島区 ●● ●●、茨城県守谷市 ●● ●●です。

受付番号72番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第29号 農地法第4条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号10番について説明します。
土地の所在は、城陽市市辺 地目は畑 面積は161平方メートル
申請人は、東京都豊島区 ●● ●●、茨城県守谷市 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

既存住宅の敷地として利用するため転用されます。

すでに宅地として利用しているため、顛末書が提出されています。

隣接地に農地所有者から同意書が提出されています。

雨水は自然浸透にて排水します。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課

・転用後の土地を含んで建築行為をされる場合は、建築基準法に基づく手続きが必要です。

農政課

・周辺農地に影響が出ないように願います。

との意見が付されております。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。現況としては家屋に囲まれており、家庭菜園として利用されていたと思われる。周辺農地に影響がなく問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

資料4に位置図を添付しております。

受付番号2番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申出人は、宇治市大久保町 ●● ●●です。

資料4に位置図を添付しております。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書とは、生産緑地として指定された農地が、指定から30年を経過する前に、農業の主たる従事者が死亡もしくは農業従事者が不可能となるような故障が生じた場合、市長に対して買取り申出をする際、都市政策課へ提出する添付書類の一つで、農業委員会で発行している証明書です。

従いまして農業委員会としては、個々の農家の農業従事状況と、農地の管理状況により、総合的に判断し、証明書を交付することになります。

今回は従事者が宇治市在住のため宇治市農業委員会より「農業の主たる従事者証明」に係る営農証明書が提出されています。

会 長

受付番号1番と2番について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。いずれの畑も耕作管理されており、事務局説明どおりであり営農証明書も添付されており問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。

●●委員

事由として故障のため重労働不可とされているが、何で確認されたのですか。

事務局

診断書が添付されており、診断書により確認いたしました。

会 長

他にご意見・ご質問はございませんか。
ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第1回定例総会を終了致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員